

平成29年度第3回流山市通学区域審議会次第

日 時 平成29年8月23日(水)

午前10時

場 所 流山市役所第2庁舎3階

306会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 教育長挨拶

4 議 題

(1) 会長、副会長選出について

(2) 審議会の公開及び会議録の作成方法について

(3) 通学区域について

(4) 平成29年度児童・生徒数推計及び想定値について

(5) 小山小学校及び八木北小学校の通学区域の見直しについて

(6) 新設小学校について

5 その他

6 閉 会

流山市通学区域審議会条例

(設置)

第1条 市に、教育委員会の附属機関として、流山市通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(担当事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ流山市立小、中学校の通学区域に関する事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 学校長の代表者

(3) P T Aの代表者

(4) 市民等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときにおける前条第2項各号に掲げる者でなくなった場合は、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局で処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和 5 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日条例第 2 9 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の流山市防災会議条例、流山市附属機関に関する条例、流山市文化財の保護に関する条例、流山市通学区域審議会条例、流山市史編さん審議会条例、流山市立幼稚園協議会条例、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、流山市都市計画審議会条例、流山市行財政改革審議会条例、流山市情報公開・個人情報保護審査会条例、流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、流山市産業振興基本条例、流山市生涯学習審議会条例及び流山市街づくり条例に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

流山市通学区域審議会運営規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、流山市通学区域審議会条例(昭和 52 年流山市条例第 15 号。以下「条例」という。)第 8 条の規定により、審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(答申)

第 3 条 審議会は、諮問事項に関する最終的な論議の内容について教育委員会に答申するものとする。

(委任)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年 4 月 6 日教委規則第 1 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 56 年 12 月 1 日教委規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日教委規則第 8 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 27 日教委規則第 3 号)

この規則は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

流山市市民参加条例（抜粋）

（審議会等の会議の公開等）

第 8 条 審議会等の会議は、公開とします。ただし、法令(条例を含む。)の規定により審議会等が非公開とすることができると定められているときは、この限りではありません。

2 前項ただし書の規定により審議会等の会議の全部又は一部を公開しないときは、別に法令(条例を含む。)の定めがある場合を除き、審議会等の長が会議に諮り、多数決によって決定するものとします。この場合において、多数決の結果が可否同数の場合は、審議会等の長の判断で公開又は非公開を決定するものとします。

3 審議会等は、会議を公開としないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとします。

4 市は、審議会等の会議が開催されるときは、会議開催日の 1 週間前までに広報又はホームページ等により公表しなければなりません。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りではありません。

5 前項の規定により公表する内容は、会議名、議題、日時、場所、傍聴の手続、担当課名その他必要な事項とします。

6 審議会等の長は、審議会等の傍聴者に対して、必要な資料提供と積極的な情報提供に努めるものとします。

（審議会等の会議録の作成及び公表）

第 9 条 審議会等は、会議を開催したときは、会議録又は議事要旨を作成し、法令(条例を含む。)に定めのある場合を除き、速やかに公表しなければなりません。この場合において、会議に提出された資料(流山市情報公開条例(平成 13 年流山市条例第 32 号)第 7 条各号に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。))を除く。)を併せて公表しなければなりません。

2 前項の会議録及び議事要旨には、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名等を記載するほか、審議会等の内容について市民等が理解できる形式としなければなりません。

3 市は、審議会等から提出された答申及び建議に対する検討を終えたときは、不開示情報を除き、その結果を速やかに公表しなければなりません。

流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第 1 条 この指針は、審議会等の機能を十分発揮させるとともに、公正で透明性の高い開かれた市政の推進に資するため、審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この指針において「審議会等」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。

(再任の制限)

第 3 条 委員の再任は、当該審議会等の委員としての任期が継続して 3 期を超えないよう配慮するものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合は、この限りでない。

(兼職の制限)

第 4 条 委員の選任においては、同一の委員による複数の審議会等の委員の兼職は行わないものとする。ただし、特定の職を選任しなければならない等の特別の事情がある場合であって、同一の委員が複数の審議会等の委員を兼職することにより、当該審議会等の会議の開催等に支障を来すおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により同一の委員による複数の審議会等の兼職を行う場合において、兼職の件数は、3 件を超えないものとする。

(女性委員の登用)

第 5 条 審議会等の委員の選任においては、全ての委員の数に対する女性の委員の数の割合が 4 割を下回らないよう、努めるものとする。

(市の職員の選任の制限)

第 6 条 市の職員を審議会等の委員に選任することについては、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合を除き、行わないものとする。

(委員名簿の作成等)

第 7 条 審議会等を所管する担当課等の長（以下「所管課長」という。）は、当該審議会等の委員が選任されたときは、当該審議会等の委員の

名簿を作成し、保管するとともに、人事担当課の長に当該名簿を提出するものとする。

(審議会等の長が選任されていない場合等の審議会等の公開又は非公開の決定)

第 8 条 審議会等の長が選任されていない場合において、当該審議会等の会議の全部又は一部を公開しない旨を定めるときは、別に法令（条例を含む。）の定めがある場合を除き、当該審議会等の事務局を担当する課等の長（当該審議会等の設置の根拠法令等に定めがある場合は当該根拠法令等に定める者）が会議に諮り、多数決によって決定するものとする。この場合において、多数決の結果、可否同数の場合は、事務局を担当する課等の長の判断で公開又は非公開の決定をすることができる。

(審議会等の会議の公開の方法等)

第 9 条 審議会等の会議の公開の方法は、次のとおりとする。

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴により行うものとする。
- (2) 審議会等の会議の傍聴は、先着順により決定する。ただし、先着順による決定が難しい場合は、抽選によることができる。
- (3) 報道関係の取材として傍聴希望がある場合は、前号の規定にかかわらず、傍聴することができるよう配慮するものとする。

(傍聴者への遵守事項の明示)

第 10 条 審議会等は、会議を公開するときは、あらかじめ傍聴者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- (1) 傍聴者は、傍聴人受付簿に、住所、氏名等を記入しなければならないこと。
- (2) 会議開催中は、発言を控え、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛否を表明しないこと。
- (3) 会議の会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等の長が特別の理由により承認した場合は、この限りでないこと。
- (4) プラカード、ビラ、旗、楽器及び拡声器等を持ち込んで서는ならないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 前各号に掲げるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(7) 傍聴者が前各号に規定する事項に違反したときは、審議会等の長が注意し、なお、これに従わない時は退場を命ずることがあること。

(会議録等の作成)

第 1 1 条 審議会等は、公開、非公開にかかわらず、会議終了後、原則として 1 か月以内に会議録又は議事要旨を調製しなければならない。

2 非公開の会議においては、会議録又は議事要旨の調製のほか、議事案件（会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、議題等を記載した文書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

(会議録等の情報公開コーナーへの配架)

第 1 2 条 審議会等の全部又は一部を公開とした場合は、その公開された部分の会議録又は議事要旨を情報公開コーナーに配架しなければならない。

2 審議会等の全部又は一部を非公開とした場合は、その非公開とされた部分の議事案件を情報公開コーナーに配架しなければならない。

(審議会等の見直し)

第 1 3 条 所管課長は、常に審議会等の見直しを行い、所定の目的を達成したもの及び状況により存続の必要性が薄らいだものについては、速やかに廃止する等の措置をとるとともに、行政改革担当課の長に報告するものとする。

(市民参加の対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任等)

第 1 4 条 流山市市民参加条例（平成 2 4 年流山市条例第 1 9 号）第 5 条に規定する対象事項等以外の事項を審議する審議会等の委員の選任、会議の公開及び非公開の手続き並びに会議録の作成及び公表については、市民参加条例第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 8 条並びに第 9 条の規定の例による。

(委任)

第 1 5 条 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この指針の委員の選任に関する規定は、この指針の施行の日(以下「施行日」という。)以後に選任に係る手続が開始されている委員であって、委嘱又は任命された委員について適用する。

(経過措置)

3 施行日において現に次項の規定により廃止される前の流山市審議会等の委員の選任等に関する指針に基づき委嘱若しくは任命されている委員又は選任の手続が開始されている委員については、当該委嘱又は任命の期間満了日までに限り、なお従前の例による。

(流山市審議会等の委員の選任等に関する指針の廃止)

4 流山市審議会等の委員の選任等に関する指針(平成11年4月1日制定)は、廃止する。

(流山市審議会等の会議の公開に関する指針の廃止)

5 流山市審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年4月1日制定)は、廃止する。

関連法令等（抜粋）

学校教育法施行令（昭和二十八年十月三十一日政令第三百四十号）

（入学期日等の通知、学校の指定）

第 5 条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第 22 条の 3 の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから 2 月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第 7 1 条）の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第 7 号、第 6 条の 3、第 6 条の 4、第 7 条、第 8 条、第 1 1 条の 2、第 1 2 条第 3 項及び第 1 2 条の二において同じ。）が 2 校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。

学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）

第 4 章 小学校

第 4 1 条 小学校の学級数は、1 2 学級以上 1 8 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第五章 中学校

第 7 9 条 第 4 1 条から第 4 9 条まで、第 5 0 条第 2 項、第 5 4 条から第 6 8 条までの規定は、中学校に準用する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

(昭和三十三年六月二十七日政令第百八十九号)

(適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 学級数がおおむね12学級から18学級までであること。
- 2 通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

小学校施設整備指針(平成4年3月31日作成)

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

- (1) 交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに、防犯上、死角が多い場所、人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。
- (2) 地域の実状に応じ、教育的な体験の場としても意義のあるような通学経路を設定することのできるよう考慮されていることも有効である。

中学校施設整備指針(平成4年3月31日作成)

第3 通学環境

1 通学区域

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。

(3)通学区域を設定する場合には,生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

2 通学経路

交通頻繁な道路,鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。さらに,防犯上,死角が多い場所,人通りの少ない場所をできるだけ避けられる通学経路が確保されることが望ましい。

流山市立小学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、流山市立小学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 38 条の規定により流山市が設置する小学校の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立流山小学校	流山市流山 4 丁目 359 番地
流山市立新川小学校	流山市大字中野久木 339 番地
流山市立八木南小学校	流山市芝崎 92 番地
流山市立八木北小学校	流山市美田 208 番地
流山市立江戸川台小学校	流山市江戸川台東 3 丁目 11 番地
流山市立東小学校	流山市名都借 856 番地
流山市立東深井小学校	流山市東深井 879 番地の 2
流山市立鱒ヶ崎小学校	流山市鱒ヶ崎 7 番地の 1
流山市立西初石小学校	流山市西初石 4 丁目 347 番地
流山市立向小金小学校	流山市向小金 3 丁目 149 番地の 1
流山市立小山小学校	流山市十太夫 97 番地の 1
流山市立長崎小学校	流山市野々下 2 丁目 10 番地の 1
流山市立流山北小学校	流山市加一丁目 795 番地の 1
流山市立西深井小学校	流山市西深井 67 番地の 1
流山市立南流山小学校	流山市木 487 番地
流山市立おおたかの森小学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1

流山市立中学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、流山市立中学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 49 条において準用する同法第 38 条の規定により、流山市が設置する中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
流山市立南部中学校	流山市加三丁目 600 番地の 1
流山市立常盤松中学校	流山市東初石 3 丁目 134 番地
流山市立北部中学校	流山市大字中野久木 577 番地
流山市立東部中学校	流山市名都借 865 番地
流山市立東深井中学校	流山市東深井 47 番地
流山市立八木中学校	流山市古間木 210 番地の 2
流山市立南流山中学校	流山市流山 2539 番地の 1
流山市立西初石中学校	流山市西初石 4 丁目 455 番地の 1
流山市立おおたかの森中学校	流山市市野谷 6 2 1 番地の 1

流山市立小学校及び中学校通学区域規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 5 条第 2 項の規程により、就学すべき流山市立小学校及び中学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第 2 条 流山市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

別表(第 2 条)

学校名	大字名	通学区域
流山 小学校	流山	9 3 3 ~ 1 1 5 5 番地
	流山	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目、9 丁目全域
	平和台	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目全域
	西平井	全域
八木南 小学校	思井	全域
	中	全域
	芝崎	全域
	古間木	全域
	前平井	全域
	後平井	1 0 8 番地の 2、1 1 0 番地の 2、1 1 1 番地の 2、1 1 2 番地の 2、1 1 3 番地の 2、2 8 2 番地の 2、2 8 3 番地の 1、2 8 3 番地の 3、2 8 4 番地、2 8 5 番地の 1、2 8 5 番地の 4、2 8 5 番地の 5、2 8 6 番地の 1、2 8 7 番地の 1、2 8 7 番地の 2、2 8 8 番地の 1、2 8 8 番地の 2、2 8 9 番地の 1、2 8 9 番地の 3、2 9 0 番地の 1、2 9 1 番地の 2 を除く後平井全域
	宮園	1 丁目、2 丁目、3 丁目全域
	野々下	1 丁目 4 2 番地の 2、4 3 番地の 2、1 6 4 番地の 6、1 6 5 番地の 1、1 6 5 番地の 2、1 6 5 番地の 4、1 6 5 番地の 1 1、1 6 5 番地の 1 3、1 6 5 番地の 1 4、1 7 8 番地の 3、1 7 8 番地の 5、1 7 8 番地の 8、1 7 9 番地、1 8 0 番地の 1 を除く野々下 1 丁目全域 2 丁目 3 9 1 番地、3 9 3 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 0 1 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 0 1 番地の 5 ~ 同番地の 8、4 0 2 ~ 4 0 5 番地、

		4 1 1 番地、4 1 2 番地、4 1 7 番地、4 1 8 番地、4 1 9 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 1 9 番地の 5、4 2 5 番地の 2、4 2 6 番地の 1、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地、4 2 8 番地の 1、4 2 8 番地の 2、4 2 9 ~ 4 3 4 番地、4 3 6 番地 ~ 4 3 8 番地の 4、4 3 8 番地の 6 ~ 同番地の 8、4 3 9 番地の 1、4 3 9 番地の 2、4 4 4 番地の 1、4 7 7 番地の 1、4 7 7 番地の 2、4 7 8 ~ 4 8 1 番地、4 8 2 番地の 2 ~ 同番地の 4、4 8 3 番地、4 8 4 番地の 1、4 8 4 番地の 2、4 8 5 番地、4 8 6 番地の 1 ~ 同番地の 4、4 8 7 番地の 1、4 8 7 番地の 2、4 8 8 ~ 4 8 9 番地
	市野谷	1 番地の 1、1 番地の 2、1 番地の 3、2 番地、3 番地の 1、3 番地の 4、3 番地の 5、4 番地の 1、4 番地の 4、4 番地の 5、5 番地の 1、5 番地の 2、5 番地の 3、6 番地の 1、6 番地の 3、6 番地の 4、7 番地の 1、8 番地、9 番地、1 0 番地の 1
八木北 小学校	東初石	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	駒木台	全域
	青田	全域
	美田	全域
	駒木	3 4 0 ~ 3 9 9 番地、4 0 1 ~ 4 1 7 番地、4 2 3 ~ 4 2 4 番地、4 4 6 ~ 4 5 0 番地、4 8 7 ~ 5 0 2 番地、5 0 4 ~ 5 2 7 番地、5 2 9 ~ 5 3 3 番地、5 3 4 番地の 2、5 3 4 番地の 6、5 3 7 番地の 8、5 3 7 番地の 1 1 ~ 同番地の 1 3、5 3 8 ~ 5 6 0 番地、5 6 4 ~ 5 8 2 番地、5 8 4 ~ 5 9 3 番地、5 9 9 ~ 6 0 1 番地、6 0 3 ~ 6 2 0 番地、6 2 2 ~ 6 5 1 番地
十太夫	8 0 番地の 1、8 5 ~ 8 6 番地、1 1 3 番地の 1、1 1 4 ~ 1 1 7 番地、1 1 9 番地、1 2 1 ~ 1 2 5 番地、1 2 9 ~ 1 3 1 番地、1 3 3 ~ 1 3 4 番地	
新川 小学校	北	全域
	富士見台	全域
	富士見台	1 丁目、2 丁目全域
	小屋	全域
	中野久木	全域
	南	全域
	西初石	1 丁目 7 3 番地を除く全域
	上新宿新田	3 5 ~ 9 8 番地
平方	1 ~ 3 6 番地の 2、4 0 番地の 1、4 4 番地、4 6 番地の 1、1 5 5 番地の 3、1 5 5 番地の 4、1 5 6 番地、1 6 7 番地の 3、1 6 9 番地、1 7 0 番地の 2、1 7 0 番地の 3、1 8 2 番地の 1、1 8 5 番地の 7、1 8 7 ~ 3 5 6 番地、3 6 0 番地、7 9 6 ~ 1	

		0 4 4 番地
	美原	1 丁目、2 丁目全域
		3 丁目 3 3 番地の 6、3 3 番地の 7、3 4 番地の 2、3 5 番地の 2、3 7 番地の 2、1 0 9 番地の 2、1 1 1 番地の 2、1 1 2 番地の 2、1 1 3 番地の 2、1 1 4 番地の 2
東 小学校	西松ヶ丘	1 丁目全域
	松ヶ丘	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目全域
	向小金	1 丁目全域
	名都借	全域
	前ヶ崎	1 5 番地の 2、1 6 番地の 1、1 6 番地の 3 ~ 同番地の 6、1 7 番地の 2、2 2 番地の 2、2 3 番地の 3、2 3 番地の 4、2 9 番地の 2 ~ 同番地の 4、2 9 番地の 7、3 0 番地の 2、3 1 ~ 5 1 番地、5 4 ~ 1 6 5 番地、1 6 7 ~ 1 9 3 番地、1 9 5 ~ 2 1 1 番地、2 1 3 ~ 2 9 5 番地、3 1 3 ~ 3 1 4 番地、3 1 6 ~ 3 2 6 番地、3 5 7 ~ 4 9 7 番地、5 1 1 番地、5 1 3 ~ 6 2 5 番地、6 2 6 番地の 1、6 2 6 番地の 3、6 2 8 番地の 1、6 2 8 番地の 3、6 3 3 番地の 2、6 3 3 番地の 3、6 3 3 番地の 8、6 3 4 番地、6 3 7 ~ 6 4 7 番地、6 4 8 番地の 1、6 4 8 番地の 6、6 4 8 番地の 7、6 4 9 番地、6 5 0 番地の 2、6 8 5 番地の 1、7 0 4 ~ 7 0 7 番地、7 0 8 番地の 2、7 0 9 ~ 7 5 8 番地
江戸川台 小学校	江戸川台東	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	江戸川台西	1 丁目、2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
	美原	1 丁目 2 3 番地の 1、2 3 番地の 2
	こうのす台	2 5 3 ~ 2 6 2 番地、2 6 7 ~ 2 7 1 番地、6 2 5 ~ 6 2 9 番地、6 3 1 ~ 6 4 2 番地、7 9 8 ~ 8 0 1 番地、8 0 6 番地、8 0 8 ~ 8 1 1 番地、8 1 3 番地、8 1 4 番地、9 1 0 番地の 4、9 1 0 番地の 7 ~ 同番地の 4 6、9 1 0 番地の 5 5、9 1 0 番地の 5 6、9 1 0 番地の 5 8 ~ 同番地の 6 4、9 1 6 番地、9 1 7 番地の 1 6 ~ 同番地の 1 9、9 1 7 番地の 3 4、9 1 7 番地の 3 5、1 0 1 0 番地の 2、1 0 1 0 番地の 2 6 ~ 同番地の 2 8、1 0 1 7 ~ 1 0 3 1 番地、1 0 3 2 番地の 8 ~ 同番地の 1 0、1 0 3 2 番地の 4 7、1 0 3 2 番地の 4 8、1 0 3 2 番地の 6 0、1 0 3 2 番地の 9 8 ~ 同番地の 1 0 0、1 0 3 5 番地、1 0 3 6 番地、1 0 3 8 番地、1 0 6 5 番地、1 0 6 7 番地、1 0 6 8 番地、1 0 7 0 ~ 1 0 7 7 番地、1 0 7 9 ~ 1 0 8 2 番地、1 2 1 1 ~ 1 2 1 3 番地、1 2 1 5 番地、1 2 1 7 番地、1 2 1 8 番地、1 2 2 0 番地、1 2 2 2 ~ 1 2 2 6 番地、1 2 2 8 番地、1 2 3 1 ~

		1 2 3 3 番地、1 2 3 5 ~ 1 2 3 7 番地、1 2 4 0 番地、1 2 4 2 ~ 1 2 4 8 番地、1 5 9 3 番地、1 5 9 4 番地
東深井 小学校	東深井	4 7 ~ 7 8 番地、8 1 ~ 1 0 2 番地、1 0 3 番地の 1、1 0 4 番地の 1、1 0 5 番地の 3 ~ 同番地の 5、1 0 6 ~ 1 1 9 番地、1 2 0 番地の 1、1 2 1 番地の 1、1 2 1 番地の 2、1 2 2 ~ 1 2 3 番地、1 2 4 番地の 2 ~ 同番地の 4、1 2 6 番地の 2、1 2 7 ~ 2 6 2 番地、3 7 2 ~ 4 1 8 番地、4 2 6 ~ 5 1 5 番地、5 1 6 ~ 6 5 8 番地、6 5 9 ~ 1 1 0 9 番地、1 1 1 3 番地
	こうのす台	2 6 3 番地、9 1 0 番地の 1、9 1 0 番地の 5、9 1 0 番地の 6、9 1 0 番地の 4 7 ~ 同番地の 5 4、9 1 0 番地の 5 7、9 1 7 番地の 1、9 1 7 番地の 6 ~ 同番地の 1 5、9 1 7 番地の 2 0 ~ 同番地の 3 3、9 1 7 番地の 3 6 ~ 同番地の 6 2、9 1 7 番地の 6 4 ~ 同番地の 6 8、1 0 1 0 番地の 6 ~ 同番地の 2 0、1 0 1 0 番地の 2 5、1 0 1 0 番地の 3 2 ~ 同番地の 3 5、1 0 3 2 番地の 1 ~ 同番地の 7、1 0 3 2 番地の 1 1 ~ 同番地の 4 6、1 0 3 2 番地の 4 9、1 0 3 2 番地の 6 1 ~ 同番地の 9 7、1 0 3 2 番地の 1 0 2、1 0 3 2 番地の 1 0 4 ~ 同番地の 1 1 5
鱈ヶ崎 小学校	南流山	1 丁目、4 丁目、5 丁目全域
	鱈ヶ崎	全域
	大字鱈ヶ崎	全域
西初石 小学校	下花輪	全域
	桐ヶ谷	全域
	谷	全域
	上貝塚	全域
	大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、5 3 5 番地の 4 を除く大畔全域
	若葉台	全域
	上新宿	全域
	西初石	
		2 丁目、3 丁目、4 丁目全域

		5丁目1番地から42番地
	上新宿新田	27～34番地
向小金	向小金	2丁目、3丁目、4丁目全域
小学校	前ヶ崎	2番地、21～27番地、29番地の5、29番地の6、25番地の5、30番地の1、626番地の5、628番地の2、631番地、632番地、633番地の5、648番地の2、650番地の1、650番地の6、650番地の7、651～655番地、657～683番地、685番地の2～687番地、690～703番地、708番地の3、708番地の6
小山	東初石	5丁目 1番地～11番地、12番地の2の内、12番地の3の内、13番地の内、14番地～16番地、20番地の1、20番地の2の内、20番地の3の内、125番地～145番地、146番地の1～146番地の4、146番地の6～146番地の12、146番地の14～146番地の20、146番地の21の内、146番地の22、146番地の23、147番地の1の内、147番地の2の内、148番地～177番地、178番地の1の内、178番地の6の内、178番地の21、178番地の22の内、570番地の4、570番地の21
小学校		6丁目 184番地の5の内、184番地の9～184番地の13、185番地の1、185番地の11の内、185番地の12～185番地の15、185番地の16の内、185番地の18、185番地の19、186番地の1、186番地の4、186番地の9～186番地の13、186番地の18～186番地の23、186番地の24の内、186番地の25の内、186番地の26の内、186番地の27、186番地の28の内、186番地の29の内、186番地の30の内、186番地の31～186番地の41、186番地の46～186番地の50、186番地の55、186番地の59～186番地の64、186番地の68～186番地の77、186番地の78の内、186番地の79～186番地の86、186番地の92～186番地の137、186番地の144、186番地の145、186番地の147、186番地の148、186番地の153、186番地の154、186番地の155の内、186番地の156、186番地の157、186番地の161、186番地の162、187番地
	駒木	1～69番地、77～79番地、81～82番地、84～178番地、181番地、261～338番地、473～485番地、

		4 8 6 番地の 1 ~ 同番地の 1 4、5 3 4 番地の 1、5 3 5 ~ 5 3 6 番地、5 3 7 番地の 1 ~ 同番地の 3、5 3 7 番地の 9、5 3 7 番地の 1 0、6 5 5 ~ 6 5 7 番地、1 0 8 0 ~ 1 0 8 7 番地、1 0 8 9 ~ 1 1 0 9 番地
	十太夫	1 番地 ~ 2 番地、4 番地 ~ 1 6 番地、1 8 番地 ~ 7 9 番地、8 7 番地 ~ 1 1 2 番地、1 1 3 番地の 3、1 3 5 番地 ~ 1 6 4 番地、1 6 5 番地の内、1 6 6 番地の内、1 7 0 番地 ~ 1 9 9 番地、2 0 6 番地 ~ 2 1 2 番地、2 1 4 番地 ~ 2 2 8 番地、2 3 1 番地の 5 の内、2 3 2 番地の 1 の内、2 3 3 番地の 1 の内、2 3 6 番地の 1 の内、2 3 7 番地の 4 の内、2 3 8 番地 ~ 2 4 8 番地
長崎 小学校	野々下	2 丁目 1 ~ 3 6 番地の 4、1 2 0 ~ 1 3 9 番地の 1、1 4 2 番地の 3 ~ 同番地の 5、4 7 5 ~ 4 7 7 番地、4 7 8 番地の 2、4 7 9 番地の 2、4 8 0 番地の 1、4 8 1 番地の 2、4 8 2 番地、4 8 3 番地の 2、4 8 4 番地、4 8 5 番地の 1 ~ 同番地の 6、4 8 6 番地、4 8 7 番地、4 8 8 番地の 1 ~ 同番地の 3、4 9 3 ~ 5 6 5 番地、6 1 9 ~ 6 2 3 番地、6 2 8 ~ 6 8 3 番地、6 8 5 ~ 6 9 1 番地、6 9 3 ~ 7 0 3 番地、7 0 8 番地、7 0 9 番地、7 1 2 ~ 7 1 6 番地、8 3 9 番地の 3、8 4 2 番地の 3
		3 丁目、4 丁目、5 丁目、6 丁目全域
	長崎	1 丁目、2 丁目全域
流山北 小学校	大字加	4 5 2 番地 ~ 4 9 8 番地、4 9 9 番地の 1、4 9 9 番地の 2、4 9 9 番地の 6、4 9 9 番地の 7、5 0 0 番地、5 0 1 番地の 3、5 0 2 番地 ~ 5 0 8 番地
	加	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目全域
	三輪野山	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目全域
西深井 小学校	深井新田	全域
	平方村新田	全域
	西深井	全域
	東深井	1 ~ 4 1 番地、1 0 3 番地の 2、1 0 4 番地の 2、1 0 5 番地の 1、1 0 5 番地の 6、1 2 0 番地の 2、1 2 0 番地の 4、1 2 1 番地の 3、1 2 1 番地の 4、1 2 1 番地の 9、1 2 1 番地の 1 2、1 2 4 番地の 1、1 2 5 番地、1 2 6 番地の 1、2 6 3 ~ 3 7 1 番地、4 2 0 ~ 4 2 4 番地、1 1 1 0 ~ 1 1 1 2 番地
	平方	3 6 番地の 3 ~ 同番地の 6、4 2 ~ 4 3 番地、4 4 番地の 2 ~ 4 5 番地、4 7 ~ 1 5 5 番地の 2、1 5 5 番地の 5、1 5 7 ~ 1 6 7 番地の 2、1 6 8 番地、1 7 0 番地の 1、1 7 0 番地の 4 ~ 1 8 1 番地、1 8 3 ~ 1 8 5 番地の 6、3 5 7 ~ 3 5 9 番地、3 6

		1 ~ 7 6 5 番地、1 0 4 5 ~ 1 1 9 4 番地
	美原	3 丁目 3 8 ~ 7 0 番地、7 4 ~ 1 0 8 番地
		4 丁目 全域
南流山 小学校	南流山	2 丁目、3 丁目、6 丁目、7 丁目、8 丁目 全域
	木	全域
	流山	2 4 5 6 ~ 2 6 2 5 番地
おおた かの森 小学校	西初石	5 丁目 1 番地から 4 2 番地を除く 5 丁目 全域
		6 丁目 全域
	市野谷	1 番地の 1、1 番地の 2、1 番地の 3、2 番地、3 番地の 1、3 番地の 4、3 番地の 5、4 番地の 1、4 番地の 4、4 番地の 5、5 番地の 1、5 番地の 2、5 番地の 3、6 番地の 1、6 番地の 3、6 番地の 4、7 番地の 1、8 番地、9 番地、1 0 番地の 1 を除く 市野谷 全域
	大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、5 3 5 番地の 4
	大字三輪野山	全域
大字加	4 9 9 番地の 3、4 9 9 番地の 8、5 0 1 番地の 1、5 1 3 番地 ~ 5 2 9 番地	
東初石	5 丁目	1 2 番地の 1、1 2 番地の 2 の内、1 2 番地の 3 の内、1 3 番地の内、2 0 番地の 2 の内、2 0 番地の 3 の内、2 1 番地、1 4 6 番地の 2 1 の内、1 4 7 番地の 1 の内、1 4 7 番地の 2 の内、1 7 8 番地の 1 の内、1 7 8 番地の 6 の内、1 7 8 番地の 7、1 7 8 番地の 8、1 7 8 番地の 1 8 ~ 1 7 8 番地の 2 0、1 7 8 番地の 2 2 の内、1 7 9 番地 ~ 1 8 1 番地
	6 丁目	1 8 1 番地 ~ 1 8 3 番地、1 8 4 番地の 1、1 8 4 番地の 5 の内、1 8 4 番地の 6、1 8 4 番地の 7、1 8 4 番地の 8、1 8 4 番地の 1 1、1 8 4 番地の 1 3、1 8 5 番地の 6 の内、1 8 5 番地の 1 1 の内、1 8 5 番地の 1 4、1 8 5 番地の 1 5、1 8 5 番地の

		16の内、185番地の17、185番地の20、186番地の14、186番地の15、186番地の16、186番地の17、186番地の24の内、186番地の25の内、186番地の26の内、186番地の28の内、186番地の29の内、186番地の30の内、186番地の42～186番地の45、186番地の51～186番地の53、186番地の78の内、186番地の138～186番地の143、186番地の146、186番地の149～186番地の152、186番地の155の内、186番地の158～186番地の160
	十太夫	165番地の内、166番地の内、167番地～169番地、213番地の1の内、229番地、230番地の1～230番地の4、231番地の1～231番地の4、231番地の5の内、232番地の1の内、232番地の2、232番地の3、233番地の1の内、233番地の2～233番地の4、234番地の2、234番地の3、235番地の1～235番地の3、236番地の1の内、236番地の2、236番地の3、237番地の2、237番地の3、237番地の4の内
	後平井	108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2
	野々下	1丁目 42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1
南部 中学校	三輪野山	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目全域
	流山	933番地～1155番地
	流山	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、9丁目全域
	西平井	全域
	大字加	452番地～498番地、499番地の1、499番地の2、499番地の6、499番地の7、500番地、501番地の3、502番地～508番地
	加	一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目全域
	平和台	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目全域
常盤松	東初石	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域

<p>中学校</p>	<p>5 丁目 1 番地 ~ 1 1 番地、1 2 番地の 2 の内、1 2 番地の 3 の内、1 3 番地の内、1 4 番地 ~ 1 6 番地、2 0 番地の 1、2 0 番地の 2 の内、2 0 番地の 3 の内、1 2 5 番地 ~ 1 4 5 番地、1 4 6 番地の 1 ~ 1 4 6 番地の 4、1 4 6 番地の 6 ~ 1 4 6 番地の 1 2、1 4 6 番地の 1 4 ~ 1 4 6 番地の 2 0、1 4 6 番地の 2 1 の内、1 4 6 番地の 2 2、1 4 6 番地の 2 3、1 4 7 番地の 1 の内、1 4 7 番地の 2 の内、1 4 8 番地 ~ 1 7 7 番地、1 7 8 番地の 1 の内、1 7 8 番地の 6 の内、1 7 8 番地の 2 1、1 7 8 番地の 2 2 の内、5 7 0 番地の 4、5 7 0 番地の 2 1</p>
<p>青田</p>	<p>全域</p>
<p>駒木</p>	<p>3 6 9 番地の 9、3 6 9 番地の 1 0、3 7 0 番地の 1 の内、3 7 0 番地の 2、3 7 0 番地の 3、3 7 1 番地の 1 の内、3 7 1 番地の 2 の内、3 8 0 番地の 2 ~ 3 8 0 番地の 5、3 8 0 番地の 7、3 8 1 番地の 3 ~ 3 8 1 番地の 5、3 8 1 番地の 6 の内、3 8 1 番地の 1 2 ~ 3 8 1 番地の 2 8、3 8 1 番地の 2 9 の内 ~ 3 8 1 番地の 3 1 の内、3 8 2 番地の 3、3 8 3 番地の内、3 8 4 番地 ~ 3 9 9 番地、4 0 1 番地 ~ 4 4 9 番地、5 0 8 番地の 5、5 0 8 番地の 9、5 0 8 番地の 1 1、5 0 8 番地の 1 2、5 0 8 番地の 1 4 ~ 5 0 8 番地の 1 9、5 0 8 番地の 2 2 ~ 5 0 8 番地の 2 5、5 0 8 番地の 2 7 ~ 5 0 8 番地の 3 3、5 0 8 番地の 3 7 ~ 5 0 8 番地の 4 4、5 0 8 番地の 4 6 ~ 5 0 8 番地の 5 2、5 0 8 番地の 5 6 ~ 5 0 8 番地の 6 1、5 0 9 番地 ~ 5 1 9 番地、5 2 0 番地の 1、5 2 0 番地の 2、5 2 0 番地の 3 の内、5 2 0 番地の 6、5 2 0 番地の 9、5 2 0 番地の 1 2、5 2 0 番地の 1 3、5 2 0 番地の 1 8 ~ 5 2 0 番地の 2 1、5 2 0 番地の 2 2 の内、5 2 0 番地の 2 3 ~ 5 2 0 番地の 2 8、5 2 0 番地の 3 5 の内、5 2 1 番地の 6 の内、5 2 1 番地の 2 2、5 2 1 番地の 2 4、5 2 1 番地の 2 5、5 7 8 番地の 1 1 の内、5 7 8 番地の 1 3 の内、5 8 0 番地の 2 の内、5 8 5 番地の 2、5 8 5 番地の 3 の内、5 8 6 番地の 3、5 8 6 番地の 4 の内、5 8 7 番地の 3、5 8 7 番地の 4 の内、5 8 8 番地の 1、5 8 8 番地の 3、5 8 8 番地の 5 の内、5 8 9 番地の 1、5 8 9 番地の 3、5 8 9 番地の 5 の内、5 8 9 番地の 6、5 9 0 番地の 1、5 9 0 番地の 3、5 9 0 番地の 4、5 9 0 番地の 6 の内、5 9 0 番地の 7、5 9 0 番地の 9 の内、5 9 1 番地の 1、5 9 1 番地の 2、5 9 1 番地の 4 の内、5 9 2 番地の 1、5 9 2 番地の 2、5 9 2 番地の 3 の内、5 9 2 番地の 4 の内、5 9 3 番地、5 9 9 番地、6 0 0 番地 ~ 6 1 7 番地、</p>

	<p>6 1 8 番地の 1、6 1 8 番地の 2、6 1 8 番地の 5、6 1 9 番地、6 2 0 番地の 1 ~ 6 2 0 番地の 3 8、6 2 0 番地の 4 1 ~ 6 2 0 番地 4 3、6 2 0 番地の 4 6 ~ 6 2 0 番地の 5 4、6 2 0 番地の 5 5 の内、6 2 0 番地の 5 6、6 2 0 番地の 5 7、6 2 0 番地の 6 8 ~ 6 2 0 番地の 7 1、6 2 0 番地の 7 3 ~ 6 2 0 番地の 7 5、6 2 0 番地の 7 6 の内、6 2 0 番地の 7 7 ~ 6 2 0 番地の 8 0、6 2 0 番地の 8 2、6 2 0 番地の 8 3、6 2 0 番地の 8 5 ~ 6 2 0 番地の 9 9、6 2 0 番地の 1 0 1、6 2 0 番地の 1 0 3 ~ 6 2 0 番地の 1 0 6、6 2 0 番地の 1 0 8、6 2 0 番地の 1 0 9、6 2 0 番地の 1 1 1 ~ 6 2 0 番地の 1 1 7、6 2 0 番地の 1 1 8 の内、6 2 0 番地の 1 1 9 ~ 6 2 0 番地の 1 2 4、6 2 0 番地の 1 3 5 の内、6 2 0 番地の 1 3 8 の内、6 2 1 番地 ~ 6 5 1 番地</p>
駒木台	全域
十太夫	<p>5 2 番地の 4 の内、5 2 番地の 5 の内、5 3 番地の 1 の内、5 3 番地の 2 の内、5 3 番地の 3、5 3 番地の 4 の内、5 4 番地の 1 ~ 5 4 番地の 3、5 5 番地の 1、5 5 番地の 2、5 5 番地の 3 の内、5 5 番地の 4、5 5 番地の 5、5 6 番地の 2 の内、6 2 番地の 1 の内 ~ 6 2 番地の 3 の内、6 2 番地の 4、6 2 番地の 5、6 3 番地の 1 の内、6 3 番地の 2 の内、6 4 番地の 1 の内、6 4 番地の 2 の内、6 5 番地 ~ 7 0 番地、7 1 番地の 1 ~ 7 1 番地の 8、7 1 番地の 9 の内、7 1 番地の 1 0 ~ 7 1 番地の 1 8、7 2 番地 ~ 9 1 番地、9 2 番地の 1 ~ 9 2 番地の 1 0、9 2 番地の 1 1 の内、9 2 番地の 1 2 ~ 9 2 番地の 1 4、9 2 番地の 1 6 の内、9 2 番地の 2 0 の内、9 2 番地の 2 1、9 2 番地の 2 3、9 2 番地の 2 4、9 2 番地の 2 5 の内 ~ 9 2 番地の 2 7 の内、9 2 番地の 2 8 ~ 9 2 番地の 3 3、9 2 番地の 3 4 の内、9 2 番地の 3 7、9 2 番地の 3 8、9 2 番地の 3 9 の内、9 2 番地の 4 0 ~ 9 2 番地の 5 6、9 2 番地の 6 0 の内、9 2 番地の 6 1 ~ 9 2 番地の 6 4、9 2 番地の 6 5 の内、9 2 番地の 6 8 ~ 9 2 番地の 7 4、9 2 番地の 7 5 の内、9 2 番地の 7 6 ~ 9 2 番地の 8 5、1 0 6 番地の 2 の内、1 0 6 番地の 3 の内、1 0 6 番地の 5 の内、1 0 6 番地の 9、1 0 6 番地の 1 0 の内、1 0 6 番地の 1 2、1 0 6 番地の 1 4 の内、1 0 6 番地の 1 6、1 0 6 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 1 ~ 1 0 7 番地の 7、1 0 7 番地の 8 の内、1 0 7 番地の 1 1 の内、1 0 7 番地の 1 3、1 0 7 番地の 1 4、1 0 7 番地の 1 5 の内、1 0 7 番地の 1 6、1 0 7 番地の 1 7、1 0 7 番地の 1 8 の内、1 0 7 番地の 1 9 の内、1 0 7 番地の 2 0、1 0 7 番地の 2 1 の内、1 0 7 番地の 2 2 ~ 1 0 7 番地の 2 4、1 0 7</p>

		番地の25の内、107番地の26～107番地の28、107番地の30～107番地の34、107番地の35の内、107番地の36～107番地の39、107番地の40の内、108番地～164番地、165番地の内、166番地の内、170番地～181番地、182番地の内、183番地の内、185番地の内、186番地の内、213番地の1の内、213番地の2、219番地～228番地、231番地の5の内、232番地の1の内、233番地の1の内、234番地の2の内、234番地の3の内
	美田	全域
北部 中学校	富士見台	全域
	富士見台	1丁目、2丁目全域
	小屋	全域
	南	全域
	北	全域
	中野久木	全域
	平方村新田	全域
	美原	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	江戸川台東	1丁目、2丁目、3丁目全域
	江戸川台西	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	西初石	1丁目70～72番地、740～778番地
	上新宿新田	35～98番地
	平方	1～40番地、42～71番地、74～78番地、80～87番地、89～90番地、94～98番地、100～111番地、112番地の1～同番地の3、113～122番地、124番地、126番地、128～185番地、187～190番地、192～193番地、195番地、197番地、199～202番地、208～214番地、216番地、220～222番地、229番地、238～239番地、249～250番地、259～336番地、340～348番地、350～432番地、435～862番地、864～971番地、973～1194番地
東部 中学校	西松ヶ丘	1丁目全域
	松ヶ丘	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目全域
	向小金	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目全域
	前ヶ崎	全域
	名都借	全域
東深井 中学校	東深井	全域
	西深井	全域

	こうのす台	全域	
	深井新田	全域	
	江戸川台東	江戸川台東4丁目	
	平方	88番地の1～同番地の9、92番地の1～同番地の5、93番地の1、93番地の2、93番地の4、93番地の6～同番地の16、112番地の8、112番地の9、112番地の14～同番地の16、112番地の39～同番地の41、123番地の1～同番地の19、127番地の2、433番地の3～同番地の48	
八木 中学校	宮園	1丁目、2丁目、3丁目全域	
	思井	全域	
	中	全域	
	芝崎	全域	
	古間木	全域	
	前平井	全域	
	後平井	108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2を除く後平井全域	
	野々下	1丁目	42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1を除く野々下1丁目全域
		2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目全域	
長崎	1丁目、2丁目全域		
市野谷	1番地の1、1番地の2、1番地の3、2番地、3番地の1、3番地の4、3番地の5、4番地の1、4番地の4、4番地の5、5番地の1、5番地の2、5番地の3、6番地の1、6番地の3、6番地の4、7番地の1、8番地、9番地、10番地の1		
南流山 中学校	流山	7丁目、8丁目全域	
	鱒ヶ崎	全域	
	大字鱒ヶ崎	全域	
	木	全域	
	南流山	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目、	

		8 丁目全域
	流山	2 4 5 6 ~ 2 6 2 5 番地
西初石 中学校	若葉台	全域
	桐ヶ谷	全域
	谷	全域
	下花輪	全域
	上貝塚	全域
	大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、5 3 5 番地の 4 を除く大畔全域
	上新宿	全域
	上新宿新田	2 7 ~ 3 4 番地
	西初石	1 丁目 7 3 番地
		2 丁目、3 丁目、4 丁目全域
5 丁目 1 番地から 4 2 番地		
おおたかの森 中学校	西初石	5 丁目 1 番地から 4 2 番地を除く 5 丁目全域
		6 丁目全域
	市野谷	1 番地の 1、1 番地の 2、1 番地の 3、2 番地、3 番地の 1、3 番地の 4、3 番地の 5、4 番地の 1、4 番地の 4、4 番地の 5、5 番地の 1、5 番地の 2、5 番地の 3、6 番地の 1、6 番地の 3、6 番地の 4、7 番地の 1、8 番地、9 番地、1 0 番地の 1 を除く市野谷全域
大畔	3 6 6 番地の 2、3 6 6 番地の 5、3 6 6 番地の 6、4 1 4 番地の 2、4 1 4 番地の 4、4 1 5 番地の 1、4 2 3 番地の 4、4 2 6 番地の 2、4 2 7 番地 ~ 4 2 9 番地、4 3 0 番地の 2、4 3 0 番地の 3、4 3 1 番地の 1、4 3 6 番地の 2、4 3 6 番地の 5 ~ 4 3 6 番地の 2 1、4 4 0 番地の 1 ~ 4 4 0 番地の 4、4 5 4 番地の 1 ~ 4 5 4 番地の 3、4 8 2 番地の 1 ~ 4 8 2 番地の 4、5 2 0 番地、5 2 1 番地の 2、5 2 2 番地、5 2 4 番地、5 2 5 番地、5 2 8 番地の 2、5 2 8 番地の 4、5 2 8 番地の 6、5 3 0 番地の 4、5 3 1 番地の 1 ~ 5 3 1 番地の 8、5 3 5 番地の 1、	

	5 3 5 番地の 4
大字三輪野山	全域
大字加	4 9 9 番地の 3、4 9 9 番地の 8、5 0 1 番地の 1、5 1 3 番地 ～ 5 2 9 番地
東初石	5 丁目 1 2 番地の 1、1 2 番地の 2 の内、1 2 番地の 3 の内、1 3 番地 の内、2 0 番地の 2 の内、2 0 番地の 3 の内、2 1 番地、1 4 6 番地の 2 1 の内、1 4 7 番地の 1 の内、1 4 7 番地の 2 の内、1 7 8 番地の 1 の内、1 7 8 番地の 6 の内、1 7 8 番地の 7、1 7 8 番地の 8、1 7 8 番地の 1 8 ～ 1 7 8 番地の 2 0、1 7 8 番地 の 2 2 の内、1 7 9 番地 ～ 1 8 1 番地
	6 丁目全域
駒木	1 番地 ～ 2 9 9 番地、3 0 0 番地 ～ 3 6 8 番地、3 6 9 番地の 1 ～ 3 6 9 番地の 8、3 7 0 番地の 1 の内、3 7 1 番地の 1 の内、 3 7 1 番地の 2 の内、3 7 1 番地の 3 ～ 3 7 1 番地の 5、3 7 2 番地 ～ 3 7 9 番地、3 8 0 番地の 6、3 8 1 番地の 1、3 8 1 番 地の 2、3 8 1 番地の 6 の内、3 8 1 番地の 7、3 8 1 番地の 2 9 の内 ～ 3 8 1 番地の 3 1 の内、3 8 1 番地の 3 2 ～ 3 8 1 番地 の 4 2、3 8 2 番地の 1、3 8 2 番地の 2、3 8 2 番地の 4 ～ 3 8 2 番地の 7、3 8 3 番地の内、4 7 3 番地 ～ 4 9 9 番地、5 0 0 番地 ～ 5 0 7 番地、5 0 8 番地の 1、5 0 8 番地の 3、5 0 8 番地の 4、5 0 8 番地の 6 ～ 5 0 8 番地の 8、5 0 8 番地の 1 3、 5 0 8 番地の 2 0、5 0 8 番地の 2 1、5 0 8 番地の 3 4 ～ 5 0 8 番地の 3 6、5 0 8 番地の 4 5、5 0 8 番地の 5 3 ～ 5 0 8 番 地の 5 5、5 0 8 番地の 6 2 ～ 5 0 8 番地の 6 5、5 2 0 番地の 3 の内、5 2 0 番地の 4、5 2 0 番地の 5、5 2 0 番地の 7、5 2 0 番地の 8、5 2 0 番地の 1 0、5 2 0 番地の 1 1、5 2 0 番 地の 1 4 ～ 5 2 0 番地の 1 7、5 2 0 番地の 2 2 の内、5 2 0 番 地の 3 5 の内、5 2 1 番地の 1 ～ 5 2 1 番地の 5、5 2 1 番地の 6 の内、5 2 1 番地の 7、5 2 1 番地の 9 ～ 5 2 1 番地の 2 1、 5 2 1 番地の 2 3、5 2 1 番地の 2 6、5 2 1 番地の 2 7、5 2 1 番地の 3 1 ～ 5 2 1 番地の 3 4、5 2 1 番地の 3 6、5 2 1 番 地の 3 7、5 2 2 番地 ～ 5 7 7 番地、5 7 8 番地の 1 ～ 5 7 8 番 地の 1 0、5 7 8 番地の 1 1 の内、5 7 8 番地の 1 2、5 7 8 番 地の 1 3 の内、5 7 9 番地、5 8 0 番地の 1、5 8 0 番地の 2 の 内、5 8 0 番地の 3 ～ 5 8 0 番地の 6、5 8 1 番地 ～ 5 8 4 番地、 5 8 5 番地の 1、5 8 5 番地の 3 の内、5 8 5 番地の 4、5 8 6 番地の 1、5 8 6 番地の 2、5 8 6 番地の 4 の内、5 8 7 番地の

	<p>1、587番地の2、587番地の4の内、587番地の5、588番地の2、588番地の4、588番地の5の内、589番地の2、589番地の4、589番地の5の内、590番地の2、590番地の5、590番地の6の内、590番地の8、590番地の9の内、590番地の10、591番地の3、591番地の4の内、591番地の5～591番地の8、592番地の3の内、592番地の4の内、618番地の3、620番地の45、620番地の55の内、620番地の59～620番地の64、620番地の76の内、620番地の81、620番地の84、620番地の118の内、620番地の126～620番地の134、620番地の135の内、620番地の136、620番地の138の内、620番地の139、620番地の140～620番地の153、655番地、1080番地～1087番地、1089番地～1109番地</p>
<p>十太夫</p>	<p>1番地～51番地、52番地の1～52番地の3、52番地の4の内、52番地の5の内、52番地の6、52番地の7、53番地の1の内、53番地の2の内、53番地の4の内、55番地の3の内、56番地の1、56番地の2の内、56番地の3～56番地の5、57番地～61番地、62番地の1の内～62番地の3の内、63番地の1の内、63番地の2の内、63番地の3、64番地の1の内、64番地の2の内、64番地の6～64番地の8、71番地の9の内、92番地の11の内、92番地の16の内、92番地の17～92番地の19、92番地の20の内、92番地の22、92番地の25の内～92番地の27の内、92番地の34の内、92番地の35、92番地の36、92番地の39の内、92番地の57～92番地の59、92番地の60の内、92番地の65の内、92番地の66、92番地の67、92番地の75の内、93番地～105番地、106番地の2の内、106番地の3の内、106番地の4、106番地の5の内、106番地の6～106番地の8、106番地の10の内、106番地の11、106番地の13、106番地の14の内、106番地の15、106番地の17、106番地の18の内、107番地の8の内、107番地の11の内、107番地の15の内、107番地の18の内、107番地の19の内、107番地の21の内、107番地の25の内、107番地の29、107番地の35の内、107番地の40の内、165番地の内、166番地の内、167番地～169番地、182番地の内、183番地の内、185番地の内、186番地の内、187番地～212番</p>

	地、213番地の1の内、213番地の3、229番地、230番地、231番地の1～231番地の4、231番地の5の内、232番地の1の内、232番地の2、232番地の3、233番地の1の内、233番地の2～233番地の4、234番地の2の内、234番地の3の内、235番地～248番地
後平井	108番地の2、110番地の2、111番地の2、112番地の2、113番地の2、282番地の2、283番地の1、283番地の3、284番地、285番地の1、285番地の4、285番地の5、286番地の1、287番地の1、287番地の2、288番地の1、288番地の2、289番地の1、289番地の3、290番地の1、291番地の2
野々下	1丁目 42番地の2、43番地の2、164番地の6、165番地の1、165番地の2、165番地の4、165番地の11、165番地の13、165番地の14、178番地の3、178番地の5、178番地の8、179番地、180番地の1

指定学校変更及び区域外就学

1 制度の概要

児童・生徒が就学する流山市立の小中学校については、流山市教育委員会で通学区域に基づき指定しています。しかし、特別な事情があり、指定された学校への就学が困難な方につきましては、流山市教育委員会に申請することにより、指定された学校以外の小中学校への通学（指定学校変更・区域外就学）が認められる場合があります。

2 制度の根拠

学校教育法施行令第8条・9条

3 指定学校変更及び区域外就学が認められる基準

(1) 地理的条件に関する理由

通学距離が遠距離で通学が困難な場合

通学上の安全等に配慮する必要がある場合

(2) 転居に関する理由

3か月以内の転居が確実で、転居予定先の学校への就学を希望する場合

学期途中の転居で、当該学期末まで従前の学校への就学を希望する場合

家の増改築等で、一時的に別学区への転居する場合

最終学年に在学している児童・生徒が転居した場合

(3) 身体に関する理由

心身の故障等により、指定学校への就学が困難な場合

特別支援学級や院内学級に入級する場合

(4) 教育的配慮に関する理由

いじめ等により児童・生徒の心身の安全が脅かされるような深刻な状況がある場合

文化的な活動、運動活動等の学校独自の活動において、児童・生徒の特性に配慮する必要がある場合

(5) 個別事情に関する理由

保護者の勤務等のため、児童・生徒の帰宅後の保護監督が困難で、親族等が児童・生徒を預かっている場合

DVによる緊急避難の場合

兄弟姉妹が指定学校変更・区域外就学を許可されている場合（該当理由及び在学時期による制限あり）

（ 6 ）その他、児童・生徒の具体的な状況に応じて、教育委員会が相当と認める場合

（注）すべての場合において、通学上の安全が確保できることを前提とします。

（注）必要に応じて、関係書類の提出をお願いする場合があります。

通学区域について

1 通学区域を定める規定

学校教育法施行令第5条第2項により、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められ、本市の児童・生徒が就学すべき流山市立小学校及び中学校の通学区域については「流山市立小学校及び中学校通学区域規則」で定められている。

2 通学区域についての規定

法令として規定はないが、文部科学省の学校施設整備指針では、「小学校」

- (1) 児童が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する中学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、児童の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

「中学校」

- (1) 生徒が疲労を感じない程度の通学距離を確保できることが望ましい。
- (2) 隣接校の学校規模及び通学区域並びに関連する小学校の通学区域等との適正な均衡を保つことができることが望ましい。
- (3) 通学区域を設定する場合には、生徒の居住分布等を適正に考慮することが望ましい。

3 通学距離の規定

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離は、小学校にあってはおおむね4 Km、中学校にあってはおおむね6 Km以内であること。」と定められている。

4 通学経路

法令として規定はないが、文部科学省の学校施設整備指針では、通学路について「交通頻繁な道路、鉄道線路等との交差を避けるなど安全な通学経路を確保することができることが重要である。」とされている。

5 適正な学校規模

(1) 規定等

学校規模の学級数につきましては、学校教育法施行規則第41条に「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。

ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」とし、中学校の学級数については、同規則第79条に「第41条の規定は、中学校に準用する」と規定されております。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条に適正な学校規模の条件は「おおむね12学級以上18学級まで」とされている。

6 地域コミュニティ

規程等はないが、学校は、町内会、自治会などの各種地域団体の地域活動や防犯・防災活動の拠点としての役割を担っていると同時に、教育活動における地域との関わりや防犯上の見守りの重要性等を踏まえて、可能な限り通学区域と地域コミュニティとの整合性を図ることができるように留意する必要がある。

小中学校区対照表

小学校名

流山小学校	南部中学校 南流山中学校
八木南小学校	八木中学校
八木北小学校	常盤松中学校
新川小学校	北部中学校
東小学校	東部中学校
江戸川台小学校	北部中学校 東深井中学校
東深井小学校	東深井中学校
鱈ヶ崎小学校	南流山中学校
西初石小学校	西初石中学校
向小金小学校	東部中学校
小山小学校	常盤松中学校 おおたかの森中学校
長崎小学校	八木中学校
流山北小学校	南部中学校
西深井小学校	北部中学校 東深井中学校
南流山小学校	南流山中学校
おおたかの森小学校	おおたかの森中学校

中学校

南部中学校	流山小学校 流山北小学校
常盤松中学校	八木北小学校 小山小学校
北部中学校	新川小学校 江戸川台小学校 西深井小学校
東部中学校	東小学校 向小金小学校
東深井中学校	江戸川台小学校 東深井小学校 西深井小学校
八木中学校	八木南小学校 長崎小学校
南流山中学校	流山小学校 鱈ヶ崎小学校 南流山小学校
西初石中学校	西初石小学校
おおたかの森中学校	小山小学校 おおたかの森小学校

平成29年度 児童・生徒数推計及び想定値

推計及び想定値は、平成29年4月1日現在の住民基本台帳登録者数を基に、上記の表示日現在での通学区域、把握している土地区画整理事業内における今後の共同住宅計画及び整備状況や未就学児の増減、指定学校変更等の状況を踏まえて作成したものです。

なお、土地区画整理事業区域内については、共同住宅をはじめとした建設計画等の不確定要素が大きいことから推計及び想定値が変動することが予想されます。

1. 小学校

(1) 現行の通学区域での児童・生徒数推計及び想定値

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
流山 小学校	1年生	166	5	165	5	166	5	172	5	190	6	160	5	140	4
	2年生	172	5	166	5	165	5	166	5	170	5	190	6	160	5
	3年生	143	5	172	5	166	5	165	5	170	5	170	5	190	6
	4年生	155	5	143	4	172	5	166	5	170	5	170	5	170	5
	5年生	138	4	155	5	143	4	172	5	170	5	170	5	170	5
	6年生	137	4	138	4	155	5	143	4	170	5	170	5	170	5
	特別支援		4		4		4		4		4		4		4
計	911	32	939	32	967	33	984	33	1040	35	1030	35	1000	34	
八木南 小学校	1年生	30	1	44	2	48	2	58	2	90	3	90	3	130	4
	2年生	32	1	38	2	44	2	48	2	60	2	90	3	90	3
	3年生	36	2	35	1	38	2	44	2	50	2	60	2	90	3
	4年生	40	2	43	2	35	1	38	1	40	2	50	2	60	2
	5年生	35	1	43	2	43	2	35	1	40	2	40	2	50	2
	6年生	23	1	36	1	43	2	43	2	40	2	40	2	40	2
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
計	195	9	239	11	251	12	266	11	320	14	370	15	460	17	
八木北 小学校	1年生	112	4	138	4	125	4	132	4	140	4	170	5	130	4
	2年生	103	3	114	4	141	5	127	4	130	4	150	5	170	5
	3年生	103	3	104	3	115	4	141	5	130	4	140	4	150	5
	4年生	107	3	104	3	105	3	116	4	140	4	130	4	140	4
	5年生	123	4	108	3	105	3	107	3	120	4	140	4	130	4
	6年生	99	3	124	4	108	3	105	3	110	3	120	4	140	4
	特別支援		5		5		5		5		5		5		5
計	647	25	692	26	699	27	728	28	770	28	850	31	860	31	
新川 小学校	1年生	61	2	55	2	55	2	37	2	30	1	30	1	20	1
	2年生	69	2	61	2	55	2	55	2	40	2	30	1	30	1
	3年生	71	3	69	2	61	2	55	2	60	2	40	2	30	1
	4年生	82	3	71	2	69	2	61	2	60	2	60	2	40	2
	5年生	74	2	82	3	71	2	69	2	60	2	60	2	60	2
	6年生	64	2	74	2	82	3	71	2	70	2	60	2	60	2
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
計	421	16	412	15	393	15	348	14	320	13	280	12	237	11	

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
東 小学校	1年生	123	4	105	3	78	3	82	3	90	3	80	3	80	3
	2年生	100	3	123	4	105	3	78	3	80	3	90	3	80	3
	3年生	92	3	100	3	123	4	105	3	80	3	80	3	90	3
	4年生	107	3	92	3	100	3	123	4	110	3	80	3	80	3
	5年生	116	4	107	3	92	3	100	3	120	4	110	3	80	3
	6年生	116	4	116	4	107	3	92	3	100	3	120	4	110	3
	特別支援		4		4		4		4		4		4		4
	計	654	25	643	24	605	23	580	23	580	23	560	23	520	22
江戸川台 小学校	1年生	100	3	103	3	90	3	113	4	80	3	90	3	70	2
	2年生	91	3	100	3	103	3	90	3	110	4	80	3	90	3
	3年生	99	3	91	3	100	3	103	3	90	3	110	4	80	3
	4年生	107	3	99	3	91	3	100	3	100	3	90	3	110	3
	5年生	93	3	107	3	99	3	91	3	100	3	100	3	90	3
	6年生	98	3	93	3	107	3	99	3	90	3	100	3	100	3
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	588	20	593	20	590	20	596	21	570	21	570	21	540	19
東深井 小学校	1年生	92	3	100	3	92	3	65	2	80	3	60	2	50	2
	2年生	91	3	92	3	100	3	92	3	70	2	80	3	60	2
	3年生	106	4	91	3	92	3	100	3	90	3	70	2	80	3
	4年生	120	4	106	3	91	3	92	3	100	3	90	3	70	2
	5年生	121	4	120	4	106	3	91	3	90	3	100	3	90	3
	6年生	124	4	121	4	120	4	106	3	90	3	90	3	100	3
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	654	24	630	22	601	21	546	19	520	19	490	18	450	17
緒ヶ崎 小学校	1年生	95	3	125	4	99	3	125	4	140	4	140	4	140	4
	2年生	99	3	95	3	125	4	99	3	130	4	140	4	140	4
	3年生	97	3	99	3	95	3	125	4	100	3	130	4	140	4
	4年生	85	3	97	3	99	3	95	3	130	4	100	3	130	4
	5年生	88	3	85	3	97	3	99	3	100	3	130	4	100	3
	6年生	104	3	88	3	85	3	97	3	100	3	100	3	130	4
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	568	19	589	20	600	20	640	21	700	22	740	23	780	24
向小金 小学校	1年生	84	3	91	3	105	3	60	2	70	2	90	3	90	3
	2年生	76	3	84	3	91	3	105	3	60	2	70	2	90	3
	3年生	99	3	76	3	84	3	91	3	110	4	60	2	70	2
	4年生	89	3	99	3	76	2	84	3	90	3	110	3	60	2
	5年生	79	3	89	3	99	3	76	2	80	3	90	3	110	3
	6年生	82	3	79	3	89	3	99	3	80	3	80	3	90	3
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	509	20	518	20	544	19	515	18	490	19	500	18	510	18

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
西初石 小学校	1年生	127	4	124	4	130	4	115	4	100	3	100	3	100	3
	2年生	135	4	127	4	124	4	130	4	120	4	100	3	100	3
	3年生	137	4	135	4	127	4	124	4	130	4	120	4	100	3
	4年生	106	3	137	4	135	4	127	4	120	4	130	4	120	4
	5年生	112	3	106	3	137	4	135	4	130	4	120	4	130	4
	6年生	101	3	112	3	106	3	137	4	140	4	130	4	120	4
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	718	22	741	23	759	24	768	25	740	24	700	23	670	22
小山 小学校	1年生	221	7	233	7	271	8	327	10	370	11	420	12	420	12
	2年生	208	6	228	7	238	7	286	9	330	10	380	11	430	13
※児童 数増加 の対応 策は (2) を参照	3年生	172	6	210	6	230	7	244	7	290	9	330	10	380	11
	4年生	156	5	175	5	212	6	241	7	250	7	290	8	340	9
	5年生	114	3	158	5	177	5	218	6	240	7	250	7	290	8
	6年生	77	3	116	4	160	5	180	5	220	6	250	7	250	7
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	948	32	1120	36	1288	40	1496	46	1700	52	1920	57	2110	62
長崎 小学校	1年生	82	3	90	3	80	3	99	3	100	3	80	3	70	2
	2年生	115	4	82	3	90	3	80	3	100	3	100	3	80	3
	3年生	95	3	115	4	82	3	90	3	80	3	100	3	100	3
	4年生	94	3	95	3	115	4	82	3	90	3	80	3	100	3
	5年生	101	3	94	3	95	3	115	4	80	3	90	3	80	3
	6年生	90	3	101	3	94	3	95	3	120	4	80	3	90	3
	特別支援		3		3		3		3		3		3		3
	計	577	22	577	22	556	22	561	22	570	22	530	21	520	20
流山北 小学校	1年生	107	4	101	3	93	3	79	3	90	3	60	2	70	2
	2年生	115	4	107	4	101	3	93	3	80	3	90	3	60	2
	3年生	98	3	115	4	107	4	101	3	90	3	80	3	90	3
	4年生	96	3	98	3	115	4	107	3	100	3	90	3	80	3
	5年生	116	4	96	3	98	3	115	4	110	3	100	3	90	3
	6年生	119	4	116	4	96	3	98	3	120	4	110	3	100	3
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	651	24	633	23	610	22	593	21	590	21	530	19	490	18
西深井 小学校	1年生	28	1	38	2	38	2	31	1	40	2	40	2	30	1
	2年生	33	1	28	1	38	2	38	2	30	1	40	2	40	2
	3年生	28	1	33	1	28	1	38	2	40	2	30	1	40	2
	4年生	41	2	28	1	33	1	28	1	40	2	40	2	30	1
	5年生	32	1	41	2	28	1	33	1	30	1	40	2	40	2
	6年生	30	1	32	1	41	2	28	1	30	1	30	1	40	2
	特別支援														
	計	192	7	200	8	206	9	196	8	210	9	220	10	220	10

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
南流山 小学校	1年生	179	6	181	6	192	6	242	7	250	8	300	9	300	9
	2年生	131	4	180	6	181	6	192	6	240	7	250	8	300	9
※児童 数増加 の対応 策は (3) を参照	3年生	132	4	131	4	180	6	181	6	190	6	240	7	250	8
	4年生	123	4	133	4	131	4	180	5	180	5	190	5	240	7
	5年生	128	4	123	4	133	4	131	4	180	5	180	5	190	5
	6年生	133	4	128	4	123	4	133	4	130	4	180	5	180	5
	特別支援		3		3		3		3		3		3		3
	計	826	29	876	31	940	33	1059	35	1170	38	1343	42	1460	46
おおたかの森 小学校	1年生	225	7	268	8	336	10	349	10	520	15	630	18	680	20
	2年生	220	7	255	8	299	9	361	11	390	12	550	16	630	18
※児童 数増加 の対応 策は (3) を参照	3年生	183	6	230	7	265	8	306	9	380	11	400	12	550	16
	4年生	148	4	197	6	244	7	274	8	330	9	390	11	400	11
	5年生	150	4	158	5	207	6	251	7	290	8	340	9	390	11
	6年生	123	4	158	5	167	5	214	6	260	7	300	8	340	9
	特別支援		3		3		3		3		3		3		3
	計	1049	35	1266	42	1518	48	1755	54	2170	65	2610	77	2990	88

2. 中学校

(1) 現行の通学区域での児童・生徒数推計及び想定値

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
		生徒数	学級数	平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
				生徒数	学級数										
南部 中学校	1年生	228	7	239	7	229	7	250	8	180	6	280	8	250	8
	2年生	249	7	228	6	239	7	229	7	250	7	180	5	280	8
	3年生	239	7	249	7	228	6	239	7	230	7	250	7	180	5
	特別支援		3		3		3		3		3		3		3
	計	716	24	716	23	696	23	718	25	660	23	710	23	710	24
常盤松 中学校	1年生	115	4	105	3	121	4	127	4	110	4	130	4	140	4
	2年生	108	3	115	4	105	3	121	4	130	4	110	3	130	4
	3年生	115	4	108	3	115	4	105	3	120	4	130	4	110	3
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	338	13	328	12	341	13	353	13	360	14	370	13	380	13
北部 中学校	1年生	172	5	161	5	167	5	187	6	160	5	150	5	140	4
	2年生	152	4	172	5	161	5	167	5	190	5	160	5	150	4
	3年生	168	5	152	4	172	5	161	5	170	5	190	5	160	5
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	492	15	485	15	500	16	515	17	520	16	500	16	450	14
東部 中学校	1年生	193	6	180	6	176	6	186	6	180	6	160	5	190	6
	2年生	208	6	193	6	180	5	176	5	190	5	180	5	160	5
	3年生	193	6	208	6	193	6	180	5	180	5	190	5	180	5
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	594	19	581	19	549	18	542	17	550	17	530	16	530	17
東深井 中学校	1年生	148	5	138	4	129	4	135	4	110	4	100	3	100	3
	2年生	191	6	148	4	138	4	129	4	140	4	110	3	100	3
	3年生	158	5	191	6	148	4	138	4	130	4	140	4	110	3
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	497	17	477	15	415	13	402	13	380	13	350	11	310	10
八木 中学校	1年生	110	4	106	4	140	4	130	4	140	4	140	4	120	4
	2年生	94	3	110	3	106	3	140	4	130	4	140	4	140	4
	3年生	105	3	94	3	110	3	106	3	140	4	130	4	140	4
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	309	12	310	12	356	12	376	13	410	14	410	14	400	14
南流山 中学校	1年生	176	6	223	7	216	7	198	6	220	7	230	7	290	9
	2年生	195	6	176	5	223	6	216	6	200	6	220	6	230	7
	3年生	174	5	195	6	176	5	223	6	220	6	200	6	220	6
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	545	18	594	19	615	19	637	19	640	20	650	20	740	23
西初石 中学校	1年生	100	3	89	3	93	3	100	3	130	4	130	4	130	4
	2年生	94	3	100	3	89	3	93	3	100	3	130	4	130	4
	3年生	114	3	94	3	100	3	89	3	90	3	100	3	130	4
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	308	10	283	10	282	10	282	10	320	11	360	12	390	13
おたかの森 中学校	1年生	137	4	176	6	240	7	263	8	340	10	420	12	460	14
	2年生	141	4	137	4	176	5	240	7	260	7	340	9	420	12
	3年生	88	3	141	4	137	4	176	5	240	7	260	7	340	9
	特別支援		1		1		1		1		1		1		1
	計	366	12	454	15	553	17	679	21	840	25	1020	29	1220	36



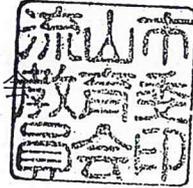
流 教 学 第 2 9 6 号

平 成 2 9 年 5 月 1 9 日

流山市通学区域審議会

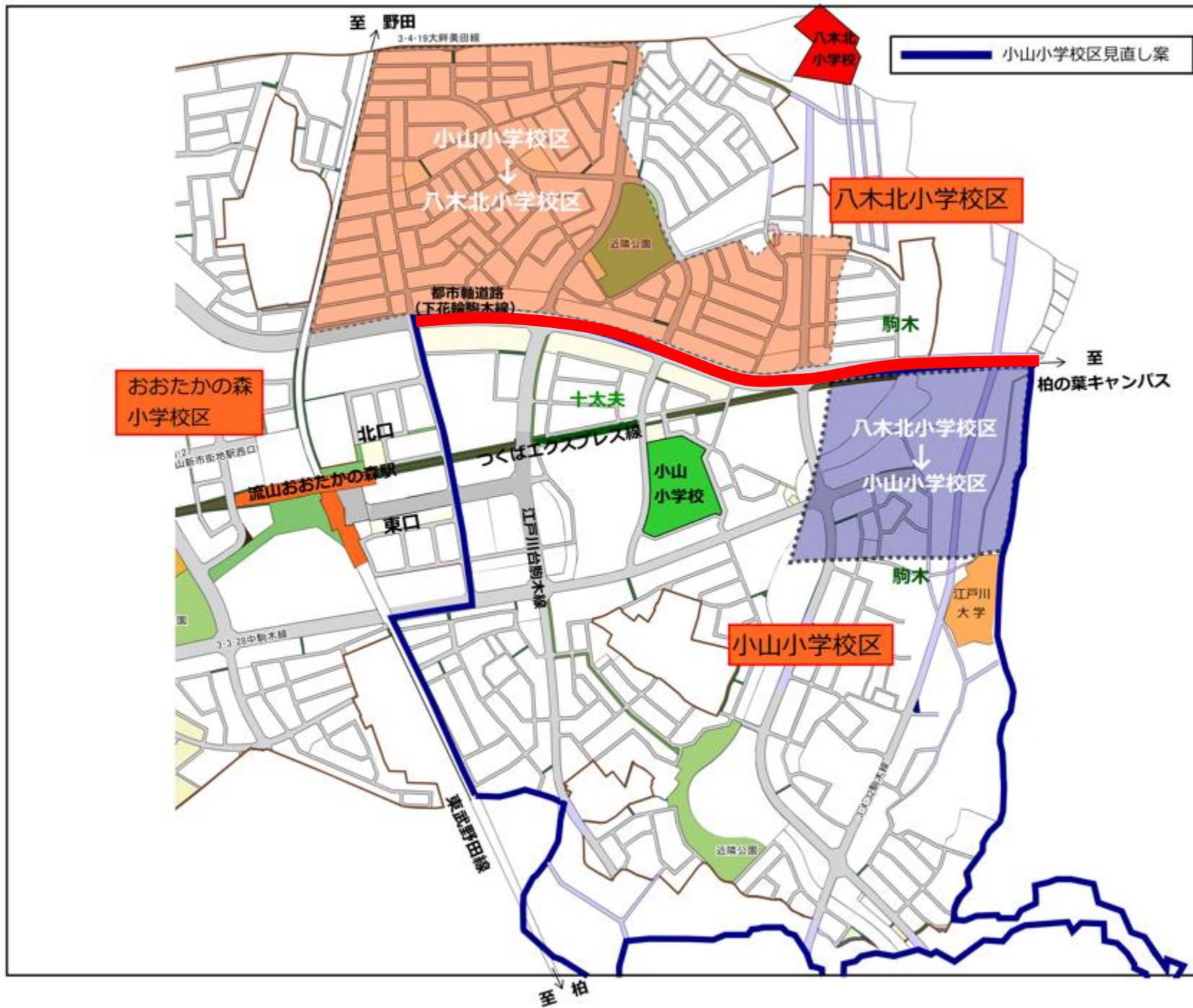
会 長 田 村 正 人 様

流山市教育委員会



通学区域の設定について（諮問）

小山小学校の児童数の増加に伴い教室数の不足が見込まれること、また、土地区画整理事業の施行により道路状況が大きく変化していることから、通学の安全を確保するため、流山市立八木北小学校及び流山市立小山小学校の通学区域を別添のとおり変更することについて、流山市通学区域審議会条例（昭和52年流山市条例第15号）第2条の規定により諮問します。



※通学区域の見直しをした場合の児童数推計及び想定値

学校名	学年	平成29年 4月1日 現在		推計値						想定値					
				平成30年度		平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
小山 小学校	1年生	221	7	233	7	271	8	272	8	290	9	320	10	280	8
	2年生	208	6	228	7	238	7	286	9	280	8	300	9	320	10
	3年生	172	6	210	6	230	7	244	7	290	9	280	8	300	9
	4年生	156	5	175	5	212	6	241	7	250	7	290	8	280	8
	5年生	114	3	158	5	177	5	218	6	240	7	250	7	290	8
	6年生	77	3	116	4	160	5	180	5	220	6	250	7	250	7
	特別支援		2		2		2		2		2		2		2
	計	948	32	1120	36	1288	40	1441	44	1570	48	1690	51	1720	52
八木北 小学校	1年生	112	4	138	4	125	4	228	7	260	8	290	9	290	9
	2年生	103	3	114	4	141	5	127	4	230	7	270	8	300	9
	3年生	103	3	104	3	115	4	141	5	130	4	230	7	270	8
	4年生	107	3	104	3	105	3	116	4	140	4	130	4	230	7
	5年生	123	4	108	3	105	3	107	3	120	4	140	4	130	4
	6年生	99	3	124	4	108	3	105	3	110	3	120	4	140	4
	特別支援		5		5		5		5		5		5		5
	計	647	25	692	26	699	27	824	31	990	35	1180	41	1360	46

小山小学校及び八木北小学校通学区域説明会

1 日 時：平成29年5月27日（土）10：00～11：30 参加者153人

2 場 所：流山市立小山小学校 体育館

3 事務局より説明

4 質疑応答

① Q：今回の説明内容は決定事項なのか、それとも意見や要望が反映されるのか。

A：説明させていただいた内容は、案として提案させていただいています。

本日いただいたご意見、ご要望は通学区域審議会にかけ、その答申を踏まえて、学校の規模や教室数、通学上の安全面を考え、その後、教育委員会議にて決定していきたいと考えています。

② Q：児童生徒数推計及び想定値の信憑性について。

A：小山小学校は未整備地区が減ってきているので、しばらくは児童生徒数の増加が見込まれますが、算出した児童・生徒数推計以上のペースで今後急増する可能性は低いと考えています。おおたかの森小中学校地区では、未整備の土地の面積が多く、商業地域のマンション建設が進められたことも児童生徒数の急増する一つの要因と考えています。

Q：通学区域の見直しをした後に再度見直しがあるのか。

A：今回の見直しの後にも、新設小学校の開校に伴う見直しが必要になると考えています。

Q：新設校の建設に伴う通学区域の見直しはいつ頃になるのか。

A：H32年度までに決定する予定ですが、通学区域の変更の時期に関しては、本日いただいたご意見を踏まえて、通学区域審議会にお諮りしたいと考えています。

③ Q：推定値、想定値で使用している新しく建設されたマンションにおける児童出現率の57%という数字の根拠を教えてください。

A：過去のマンションの入居実績をもとに算出しています。

H24年度からH26年度に建設されたマンションに入居された方を住民基本台帳登録者数より抽出し、何歳の子どもが何人いるのかを算出しています。入居戸数に対して、1歳から12歳の子どもが57%であったため、この数字を使用しています。今年度も57%の数字については検証を行っていますが、本年度もほぼ変わらない児童出現率となっています。

④ Q：平成32年度に八木北小学校に変わる通学区域に住んでいるが、H32年度より前に八木北小学校に入学できるか。

A：できます。指定校変更の手続きをすることになりますが、可能です。

⑤ Q：今後、都市軸道路の交通量の増加がどれほど見込まれるのか。

A：H30年度末には流山警察署前まで繋がります。工事が終わるH30年度末には交通量が増える見込みですが、どのくらい増えるかどうかについては工事が終了していないため、現時点では数量的なものは押さえられない状態です。

Q：増加が未確定な交通量の状態で通学区域を決めるよりは、安全面を考慮し、通学の距離で通学区域を決めてはどうか。

A：見直し案の理由は3点あります。①小山小学校の教室が不足すること②H30年度末に都市軸道路が開通すること③学校規模の面での教育の質が確保できない可能性があるため、見直し案を提案させていただいています。

Q：八木北小学校周辺の通学路が狭いので安全が確保できないのではないかと。

A：八木北小学校周辺の通学路については、路側帯やカラー舗装等により歩道部を確保し、安全対策等を講じた通学路を八木北小児童は通学しています。

今後、さらなる通学路の安全対策については関係部署と協議していきたいと考えています。

⑥ Q：東口の商業地域が一部おおたかの森小学校の通学区域になっている理由は何か。東武アーバンパークラインを境にして東側のより広い範囲をおおたかの森小中学校の通学区域に入れることはできないか。

A：東武アーバンパークラインを境に西側と東側で通学区域を分ける予定でありましたが、商業地区に想定以上にマンションが建設され、東口及び北口にお住まいの方が小山小に通学した際に小山小の学級数が増えてしまい、受け入れが困難な状況にあることが見込まれたため、当時計画していたおおたかの森小中学校に通学区域の設定をさせていただいた経緯があります。

また、西側（おおたかの森小中学校区）でも、人数の大幅な増加が見込まれており、おおたかの森小中学校側に通学区域を変更することは非常に厳しい状況です。教育の質を保つためには、学級数は48学級までと考えています。

⑦ Q：都市軸道路付近に住んでおり、八木北小学校の通学区域になるが、安全を考慮すると距離が近い方が良いのではないかと。

A：児童生徒推計及び想定値を十分に考慮しながら、学級数や適正規模の影響を分析していきたいと考えています。

Q：新設校の用地はどうなっているのか。

A：現在のところ未定です。

- ⑧ Q：中学校の通学区域はどこになるのか、また見直しは行うのか。
A：どのような中学校区が望ましいのかは見直しが必要であると認識しており、今後検討していきます。
- ⑨ Q：中学校の通学区域はどのように決められているのか。
A：小学校と同様、原則住民登録地に基づき「通学区域」を指定しています。今後、中学校についても生徒数の増加が見込まれています。中学校の通学区域の検討も必要であると考えています。
- ⑩ Q：今後、近くの学校ではなく、遠くの学校に行く可能性があるのか。
A：今後の推計値想定値を見ながら検討させていただきます。
- ⑪ Q：30年度に入学した場合、下の子どもも小山小に入学できるのか。
A：上のお子さんが小山小学校に在籍している場合は可能です。同時に在籍しなくなった場合（例えば兄が中学校1年生時に弟が小学校1年生の場合）は不可になります。
- ⑫ Q：今日出された意見はどのように反映されていくのか。
また、ホームページ等で公開されるのか。
A：いただいたご意見は、この先の通学区域審議会に諮っていく予定です。また、ホームページに掲載し、情報を公開していきます。
- ⑬ Q：商業地にマンションが建たなかったら、このような状況になっていなかったのか。
A：商業地域にマンションが建設されていなかったら、小山小学校、おたかの森小学校の通学区域は、現状と異なっていた可能性があります。しかし、人数の増加は商業地域のマンション建設だけではなく、宅地の建設が予想以上に早く進められたことも要因であると考えています。
- ⑭ Q：八木北小学校の学級数はいくつになるのか。
A：通学区域見直し後の八木北小学校の学級数は44学級から46学級の見込みとなっています。
Q：小山小学校は、児童増加に対応できるのか。
A：小山小学校は校舎増設によって、48学級までの受け入れが可能になります。教育の質を確保できる学校規模をを超えてしまう状況にあるということです。
Q：八木北小学校の足りない教室はどのようにするのか。
A：32年度供用開始を目途に46学級（現在プラス10）の整備を行う予定です。

⑮ Q：スクールバス運用等で別地域へ学区を広げるなどの案はいかがか。

A：スクールバスについては、実際に児童数増加のために運用している複数の市を視察し、検討をいたしました。他市では路線バスを使いながら隣の学校に通っていたり、マンション会社がバスを運行したりしていました。流山市の状況を踏まえて試算すると、バスの送迎が必要である児童が400人から500人の場合、バス10台から13台が必要になってきます。また、バス1台につき1000万円程度の費用がかかること、駅ロータリーにバスが毎日停車することは、他にある交通機関等への影響も大きくなるため、現実的ではないと考えています。

Q：都市軸道路の横断について歩道橋の建設は検討しているのか。

A：都市軸道路は、県道として県で管理していくこととなります。現在は信号機の設置をしていますが、歩道橋については流山市から県に要望することはできません。しかし、歩道橋の維持管理や使用目的（バリアフリーの推進等）を考えると設置することは困難であると考えています。

⑯ Q：八木北小学校の学童保育の整備はどうなっているのか

A：学童保育利用の人数に合わせて学童施設の整備も進めていきます。

また、学校敷地内で数が間に合わなければ、その他の可能性も考えて行っていきます。

小山小学校及び八木北小学校通学区域説明会

日 時：平成29年5月28日（日）13：30～15：00 参加者159人

場 所：流山市立小山小学校 体育館

事務局より説明

質疑応答

① Q：児童生徒推計及び想定値について、通学区域見直し前の八木北小学校と小山小学校の児童数の合計に対し、見直し後の八木北小と小山小の児童数の合計が違うのはなぜか。

A：通学区域を見直した後の数値については、私立等の中学校に進学する児童の未確定要素が含まれるため、数値にずれが生じています。

② Q：新設校の建設予定地はどこを考えているのか。候補地はあるのか。

A：新設校の候補地は、今のところ検討中です。決まり次第できる限り早い段階で提示したいと考えています。

Q：候補地がある前提で話をしているのか。また、それによってさらに通学区域の変更はあるのか。

A：候補地は現在交渉中です。説明会の趣旨は、八木北小と小山小の通学区域の変更についてのご意見を伺うためのものです。しかしながら、新設校の建設場所によっては小山小学校の通学区域の一部を変更する可能性が出てくることも考えられます。

Q：交渉している場所はどの辺の地区が対象になるのか。

A：おおたかの森小中学校の児童生徒数が増加していることから新設校を検討しています。

Q：新設校ができた場合、八木北小学校に通学区域が変わる地区は影響があるのか。

A：八木北小学校の通学区域は、今のところ新設校ができることによる影響が出ないようにしたいと考えています。

③ Q：八木北小学校の増築予定は何教室か。

A：八木北小学校は平成34年度に現在の36学級では不足すると考えられるため、推計及び想定値に基づき、46教室使用可能となるように計画しています。

Q：平成36年以降、八木北小が教育の質の確保が可能な学校規模の基準を超え、また学区の変更をするということはないのか。

A：平成36年についての想定値は、不確定要素が多いですが、現在の住宅の整備状況を考慮すると、未整備面積が減ってきているため、増加傾向は見込まれるものの、ここ数年で人数のピークを迎えると考えています。

④ Q：中学校の学級の不足は大丈夫なのか。

A：今後、中学校の教室の不足も見込まれるため、検討の必要があると認識しています。

⑤ Q：下の子が小山小学校に入学する予定だが、八木北小学校に通うこともできるのか。

A：指定校変更の手続きをし、八木北小学校に通うことができます。併せて上のお子様も八木北小に通うような変更もできます。

⑥ Q：インフラの整備が追いついていない。都市計画が甘い。

八木北小学校の登下校はどのようにしているのか。

A：集団登校は現在していませんが、入学時はグループで登校したり、地域の方の見守りの御協力をいただいて登校しています。

学童保育については、学童の人数に合わせた整備を進めていきます。

⑦ Q：説明会は通学区域の見直し案ということでよろしいか。

A：はい。今回のご説明している内容は見直し案です。ご意見ご要望を集約し、通学区域審議会に報告し、審議をいただいた上で答申をいただき、最終的には教育委員会議で決定したいと考えています。

⑧ Q：2014年にマンションを購入し転居してきた。小山小学校区から八木北小学校区に変わる地区に住んでいる。1500人を超えるという想定が当時出来なかったのか。

また、購入時に通学区域の確認をし、マンション購入を決定したが、通学距離が250mから1.4kmと長くなる。道路で区切ったというが、距離が長くなるのは安全面でデメリットである。また、人数が増加するのに八木北から小山に組み入れられる地区もあるのはなぜか。

A：商業地域に居住系のマンションが建ったことや予想以上に住宅の建設が早まったことが児童数の急増の一因と考えています。住民基本台帳を基に町名ごとに0歳から12歳児の人数を確認し、今後の児童生徒数の推計及び想定値を踏まえた上で、適正規模、教室数、安全面から考えて今回の提案をさせていただきます。

Q：小山小学校に通学することを条件に転居してきているので、このままの案で進むのならば転居しようと考えている。住民税を払う意味がない。

⑨ Q：別の細い道路の方が危険で、太い整備された都市軸道路の方が安全だと考えますがいかがですか

A：江戸川台駒木線、美田駒木線の広い歩道を通して安全を確保して通学できると考えています。

Q：その大きな道路（大畔美田線）の信号を渡るのは、都市軸道路と状況が同じなのではないか。

A：都市軸道路が開通すると、大畔美田線の交通量は緩和されると考えています。

Q：都市軸道路が危険で、それ以外は安全であるということだけが学区を変えた根拠であれば、その他の道が安全であることを説明していただきたい。

A：①小山小学校の教室の不足②都市軸道路の開通に伴い登校の安全確保のため③学校の適正規模を超えるという3点から通学区域の変更を提案させていただいています。

Q：では都市軸道路で通学区域を切るのをやめて距離で考えるということもあるのですね。

A：検討します。

⑩ Q：児童生徒数推計を行うにあたって、情報はどのように入手しているのか。

A：新市街地地区におけるマンション建設計画は、都市整備部から情報提供を受けています。宅地の未整備面積の計画については予測出来ない部分もありますが他部署に行き、いつどのくらいの戸数の宅地が建ち、いつ入居しているのか等の情報をできるだけ把握し推計値を作るようにしています。

Q：中学校通学区域、建設の検討はいつ決まるのか

A：中学校の通学区域は小学校の通学区域見直しにあわせて今後検討していきます。

Q：学童保育の受け入れの現状と今後の予定

A：実際に学童保育に通う児童数に合わせ、敷地内でまかなえなければ、一カ所に限らずいくつかに分けて整備することも考慮しながら受け入れ体制を整えていきます。

また、流山市では学童保育について、4月当初は小1～3年まで、また障害を抱えているお子様に対しては全員受け入れるということで運営させていただいています。人数が増えている学校については、学校の特別教室等を活用したりするなどして対応させていただいています。学童の所管が教育委員会になったこともあり、今後も学校と連携を図りながら進めていきます。

Q：新設の中学校の時期は未定なのですか。

A：建設するかどうかも含めた検討を始めなければいけない状況だと考えています。

Q：早期の新設中学校の検討をお願いします。

⑪ Q : 平成 3 3 年度の新設校の開校と平成 3 2 年度の八木北小と小山小の通学区域の見直しはなぜずれているのか。回数を 1 年ごとに増やす必要はないのではないか。

A : 平成 3 2 年度の通学区域の見直しについては、平成 2 8 年度の住民基本台帳を基にした推計値より平成 3 2 年度に教室の不足が予想されたことから提案させていただいています。また新設小学校については、おたかの森小中学校が平成 3 3 年度から教室数の不足が見込まれたことより、建設に向けての備が進められています。ご指摘の 1 年のずれについては、推定値を基に再度検討を行っていきます。

Q : 新設校を作るのは遅いのではないかと。平成 3 2 年度に前倒しは出来ないのか。また、小山小学校とおたかの森小学校を別々に考えているのであれば、総合的に考えて通学区域の見直しをしてほしい。

A : 建設の計画・工事という行程を踏まえると、現在の増改築案が最短であり、これ以上早めることは難しいと考えています。

⑫ Q : 1 学級の基準の緩和は考えているのか。

A : 学級編制については、県の基準に基づいて行いますが、学級の数がない場合は国の基準に合わせるなど柔軟に対応したいと考えています。

⑬ Q : 登下校の安全について、美田駒木線は八木北小学校の方に延びる予定はあるのか。

A : 美田駒木線の延長の計画はありますが、その先が柏市であり、住宅がはり付いていることから当分の間は延長されることはないと考えています。

Q : 八木北小学校の増改築は、平成 3 2 年度までに全ての工事が終わっているか。

A : 校舎の増改築は平成 3 1 年度に終わらせる予定です。プールを壊し、新たに造る工事は平成 3 2 年度も行っている可能性があります。

⑭ Q : 通学区域が変更される前の平成 3 0 年度、平成 3 1 年度に入学する子どもについて小学校は選べるのか。

A : 今回の見直し案により、例えば小山小学校区が八木北小学校区になる地域の方が、平成 3 0 年度入学するお子様について、八木北小学校の入学を希望する場合、お手続きが必要になりますが、入学する小学校の変更をすることができます。

Q : 兄弟が小山小学校に在籍している場合は、平成 3 3 年度以降入学する弟や妹でも小山小学校に通えるのですか。

A : 兄弟が在籍している場合、下のお子様は小山小学校に通えます。

⑮ Q : 八木北小学校に通う場合、暗い道を通ることがある街灯等の対策はあるのか。

A : 暗いところの街灯の設置については関係部署と相談して検討して行きます。

Q : プールはいつ出来るのか。

A : 設計業者が決まった段階でまだ具体的な工事業者は決まっていません。プールの建設についても未定です。

⑯ Q : 通学区域の変更反対です。理由は八木北小学校の方が遠いから。都市軸で通学区域を決めたと言うが、八木北小への道の方が歩車分離が出来ていなく危険である。また、この説明会で住民への説明は終わりなのか。

A : ご意見、ご要望を受け、通学区域審議会にはかり答申を得て最終的には教育委員会議で決定していきます。

Q : 我々が意見する機会が与えられるのはこれが最後なのか

A : 再度説明会を開くことは今のところ考えていません。

⑰ Q : 新設校の対象地区は元の学校に通う選択権はあるのか

A : 新設小学校の建設は、おたかの森小学校の増加に伴うものですが、小山小学校の一部も影響する可能性があります。通学区域は用地が決まり次第なるべく早い段階で説明会を行います。

⑱ Q : 新設小学校、小山小学校の学区変更と絡めるならば、平成32年度に合わせて行えば、2度学区変更を行う必要がなくなるのではないかと。

A : 新設校は、設計から工事まで行くと最低でも4年かかり、平成32年度の開設は難しいと考えています。

Q : 小山小学校の推計では、平成33年度から教室が足りなくなるのであれば、学区の変更を33年度にすれば、1度で学区の変更が住むのではないかと。地域のコミュニティについても配慮して検討していただきたい。

A : 平成29年度の想定値では、小山小学校の教室数の不足が平成33年度からとなっているので、貴重なご意見としておうかがいいたします。

⑲ Q : 目の前に学校があるのに遠くに行かなければならなくなったりする。

提案 : 学区の変わる地区(グレーゾーン)については、どちらでも通えるようにしてもらえないか。

A : 貴重なご意見としておうかがいいたします。

Q : 意見を聞くのが今回が最後というのが不安である。もう少し一般の声を聞く機会を設けてもらいたい。

Q : 新設校ができ、また通学校区が変わり振り回されるのはいかがなものか。市民の声が通る用に考慮していただきたい。

A : 貴重なご意見として受け止めさせていただきます。

新設小学校建設候補地

